

[事案 16-4] 入院給付金請求

- ・平成 16 年 5 月 26 日 裁定申立受理
- ・平成 16 年 7 月 21 日 裁定終了

< 申立人の主張 >

自宅での転倒により骨折し、入院・手術を受けた。以前より持病である糖尿病の治療が骨折による入院のため通院治療が困難になったため、入院先で糖尿病治療のインスリン注射を受け加療しているのだから、疾病入院特約に基づく入院給付金を支払うこと。

< 保険会社側の主張 >

今回の入院は転倒という不慮の事故を原因とした骨折した外傷の治療目的としたものであり、入院期間中の糖尿病に対するインスリン注射は病院に確認した結果、入院の必要性は認められないので、疾病入院給付金の支払には応じられない。

< 裁定の概要 >

本件疾病入院特約条項によれば、入院給付金は被保険者（申立人）が特約の保険期間中に特約の責任開始期以後に発病した付則に規程した疾病の治療を目的とする入院をした場合に支払われるものとされ、「入院」とは医師による治療が必要であり、かつ、自宅での治療が困難なため病院に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいい、「治療を目的とする入院」とは治療のために必要な入院をいうものとされている。本件において疾病特約に基づく入院給付金が支払われるためには申立人が糖尿病の治療のために入院することが必要と解されが、本件入院は骨折の治療のため入院であり、入院先病院の医師は糖尿病そのものについて入院の必要性を認めていない。

従って、裁定審査会としては、本件申立は疾病特約に基づく入院給付金の支払要件は満たされていないと判断し、裁定書をもってその理由を明らかにし裁定手続を終了した。